

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

三菱重工業株式会社

取締役社長 大宮英明殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渋谷道夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上田雅之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井一郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田祥且	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱重工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱重工業株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更2.(1)に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間から棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年8月1日、会社の持分法適用関連会社であるキャタピラージャパン(株)（同日付で新キャタピラー三菱(株)から商号変更している）に対し、平成20年3月26日付で締結した契約に基づき、会社保有の同社株式を売却している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。